

吉野川市オープンカウンター方式ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、オープンカウンター方式により吉野川市が発注する物品の購入の見積合わせをする場合の取り扱いについて、吉野川市財務規則（平成16年10月1日規則第44号）（以下「規則」という。）及びその他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおけるオープンカウンター方式とは、物品の調達に係る見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する業者からの見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(オープンカウンター方式に係る事務の執行者)

第3条 オープンカウンター方式に係る事務は、財務課長が行う。ただし、仕様書作成等、見積合わせの物品に係る事務は、その物品を必要とする課等（以下「発注課」という。）が行う。

(参加資格要件)

第4条 オープンカウンターに参加することができる者は、吉野川市物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿に登録されている者でなければならない。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、その他物品購入に関し、必要な要件等を設けることができる。

3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は対象物品購入の開札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
- (4) オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方の決定の日までの間に、本市から吉野川市建設業指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止その他本市の公共事業に参加できない旨の措置等を受けている者
- (5) オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方の決定の日までの間に、本市から吉野川市暴力団等排除措置要綱のに基づく入札参加排除措置を受けている者

(対象となる物品)

第5条 このガイドラインの対象となる物品は、予定価格が規則第114条に定める随意契約ができる限度額以下のものとする。ただし、共通物品以外の物品で1品あたりの税込み価格が1万円未満の物品は対象にならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要領の対象としないことができる。

- (1) 見本品又は物品等を確認しなければ見積りができないとき。
- (2) やむを得ない理由により、納入期限までの期間が短く、基準となる見積期間が確保できないとき。

(3) 令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に基づき随意契約を締結しようとするとき。

(4) その他、財務課長がオープンカウンター方式による物品の購入等が不相当であると判断したとき。

(案件の公開)

第6条 財務課長は、オープンカウンター方式による調達案件の発注情報を次の方法により財務課長が指定した日に公開し、原則として5日以上（閉庁日を除く）の公開期間を設けるものとする。

(1) 吉野川市ホームページでの公開

(2) 市役所本館3階掲示板での公開

2 公開する事項は案件番号、整理番号、発注課名、品名等、規格、数量、同等品の不及びその他必要事項とする。

(見積書の記入方法)

第7条 見積書は、市が指定した様式を使用し、物品仕様書に記載してある案件番号、整理番号、発注課名、品名等、規格、数量を記入したうえで、単価、金額及び小計金額並びに合計金額を記入すること。

2 見積書には、住所・商号・代表者等を記入すること。

3 押印を省略する場合は、見積書に「発行責任者及び担当者及び連絡先」を記入すること。

4 見積書に記入する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記入すること。

5 見積書の宛名は「吉野川市長」とすること。

6 見積書の日付は、見積書提出日とすること。

(見積書の提出)

第8条 オープンカウンター方式による見積合せに参加する者は、案件ごとに定められた提出期間内に見積書を封筒に入れて封印し、かつ、その表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、案件番号及び整理番号を記入し、財務課のカウンターに設置してある入札箱に投函しなければならない。提出が郵送等（配達記録のあるものに限る）による場合は、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に見積書を入れ、かつ、その表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、案件番号及び整理番号を記入し、財務課宛に定められた提出期間内に必着とする。電子メールによる提出の場合は、提出ファイルの形式はPDF形式とし、市が指定するメールアドレスに提出すること。

2 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(見積書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

(1) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書

(2) 所定の日時までに所定の方法により到達しない見積書

(3) 見積者の記名押印のない見積書又は押印された印影が明らかでない見積書

(4) 金額を訂正した見積書

(5) 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない見積書

(6) 記入すべき事項の記入のない見積書又は記入した事項が明らかでない見積書

(7) 明らかに連合によると認められる見積書

(8) 同一の案件に対して2以上の意思表示をした見積書

(9) その他あらかじめ指示した事項に違反した見積書

(同等品による参加)

第10条 同等品を認めている物品については、同等品によるオープンカウンターへの参加を認める。

2 同等品によるオープンカウンターへの参加を希望する場合は、見積書を提出する前に同等品の申請を行い、発注課の承認を得るものとする。

3 同等品の申請は、市指定の同等品確認申請書により作成し、市が指定する期日までに持参、郵送により発注課に提出するものとする。

4 同等品確認申請書の提出があった場合は、発注課より承認の可否を連絡するものとする。

5 前各項により承認を得た同等品確認申請書の内容に虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様を満たしていないことが判明した場合には、当該仕様書に誤りが認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとする。

(契約の相手方の決定)

第11条 契約の相手方は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な見積書を提出した者に決定する。

(くじによる相手方の決定)

第12条 前条の場合において、同価の見積りをした者が2者以上あるときは、くじによる抽選により契約の相手方を決定するものとする。

(再度の見積書の徴収)

第13条 見積合わせの結果、契約の相手方となるべき者がいないときは、最低見積価格者から再度の見積書の徴収を行うことができる。

(決定の通知)

第14条 オープンカウンターにより契約の相手方が決定したときは、電話又はその他確実な方法により、契約の相手方にその旨を通知するものとする。

(結果の公表)

第15条 契約の相手方を決定したときは、吉野川市ホームページにより開札結果を公表する。

(委任)

第16条 このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

このガイドラインは令和3年3月15日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日改正)

このガイドラインは令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日改正)

このガイドラインは令和6年4月1日から施行する。